〇国土交通省告示第五百二十九号
自動車等の安全性能に関する評価等に関する規程(平成十
一項の規定に基づき、自動車等安全性能評価実施要領を次の
基づき、告示する。
平成二十七年四月一日
自動車等安全性能評価実施要領
(この告示の趣旨)
第一条 この告示は、自動車及び年少者用補助乗車装置(以
関する評価を実施し、その結果を公表するための実施要領
(用語の定義)
第二条 この告示の用語の定義は、次の各号に掲げるものの
律第百八十五号)、道路運送車両法施行規則(昭和二十六
両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)に定め
一 「年少者」とは、新生児、乳児又は幼児のうち体重が
二 「年少者用補助乗車装置」とは、国土交通大臣の指定

귀	
I	これではたまでのいた。また、「コヨヨドクジー・ショキとして乳児を連続した面上に寝かせた状態にして、自
	児を拘束又は定置する装置(以下「乳児用ベッド」という。)
Н	ロ 主として幼児を座席ベルトによって直接拘束しないものであって、インパクト
	正面衝突の際に年少者の前方移動を防止するために、年少者の正面に取り付ける
	以下この号において同じ。)、インパクト・シールド及び補助シート(幼児を着
	に自動車の座席上に乗せる装置又は自動車の座席部に装備する装置であって、シ
	ンを備えたもの又はシート・クッション及びシート・バックを備えたものをいう。
	において同じ。)、インパクト・シールド、補助シート及び年少者用ベルト又は
	び年少者用ベルトのいずれかによって幼児を後ろ向き又は前向きに拘束又は定置
	下「幼児用シート」という。)
<u> </u>	「後ろ向き」とは、自動車の進行方向に対して逆方向の向きをいう。
兀	「前向き」とは、自動車の進行方向に対して同方向の向きをいう。
Ŧī.	「ダミー」とは、第三条第一項の規定により選定された自動車(以下「試験自動
\smile)又は同条第二項の規定により選定された年少者用補助乗車装置に搭載する人体模
六	「バリヤ」とは、試験自動車を衝突させる壁面をいう。

七	「HIC」とは、フルラップ前面衝突安全性能試験及びオフセット前面衝突安全性能試験にあ
2	てはダミーの頭部において計測された加速度を、歩行者頭部保護性能試験にあっては頭部イン
パ	クタにおいて計測された加速度を、それぞれ用いて計算される頭部に加わる傷害の程度を示す
指	数をいう。
八	「頸部の引張荷重」とは、ダミーの首の部分に加わる上下方向の荷重をいう。
九	「頸部のせん断荷重」とは、ダミーの首の部分に加わる前後方向及び左右方向の荷重をいう。
+	「頸部のモーメント」とは、ダミーの首の部分に発生するモーメントをいう。
+	「合成加速度」とは、ダミーの頭部又は胸部において計測された前後方向、左右方向及び上
下	方向の加速度を用いて計算される加速度をいう。
+ 	「胸部変位」とは、ダミーの胸部に生ずる最大変位をいう。
十 三	「大腿部荷重」とは、ダミーの左右それぞれの大腿骨に相当する部分に加わる大腿骨の軸方
向	の荷重をいう。
十 四	「脛骨指数」とは、ダミーのに脛部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。
十 五	「かじ取りハンドル変位」とは、かじ取りハンドルの取付部に生ずる後方及び上方への変位
を	いう。
十 六	「ブレーキペダル変位」とは、ブレーキペダルに生ずる後方及び上方への変位をいう。

+	· 七	「開扉性」とは、衝突安全性能試験後における、当該試験自動車の扉が容易に開くか否かの
	程度な	をいう。
+	八	「救出性」とは、衝突安全性能試験後における、試験自動車からダミーを容易に取り出せる
	か 否	かの程度をいう。
+	, 九	「バリヤフェイス」とは、バリヤに取り付ける衝撃吸収材及び試験自動車に衝突させる台車
	の 衝 空	突面に取り付ける衝撃吸収材をいう。
<u> </u>	+	「HPC」とは、側面衝突安全性能試験における、ダミーの頭部において計測された加速度
	を 用	いて計算される頭部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。
<u> </u>	 + 	「腹部荷重」とは、ダミーの腹部(側面衝突時にあっては、当該衝突した側の腹部)に加
	わる世	荷重をいう。
<u> </u>	 + 	「恥骨荷重」とは、ダミーの骨盤の恥骨結合部に加わる荷重をいう。
<u> </u>	一 十 三	「サイドカーテンエアバッグ」とは、自動車が側面衝突による衝撃を受けた場合において
	、主と	に車体のAピラーから屋根に沿ってCピラー付近まで展開することにより乗員頭部を保護す
	るため	めに装備された装置をいう。
<u> </u>	_ 十 匹	「NIC」とは、後面衝突頸部傷害保護性能試験により、ダミーの頸部において計測され
	た加す	速度を用いて計算される頸部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。

二 十 五	「車両前部上面」とは、車両の前面ガラスの下縁の両端の点を含む車両中心線に垂直な平
面より	前方にある車両の上面をいう。
二 十 六	「頭部インパクタ」とは、試験自動車に衝突させる人体の頭部の模型をいう。
二 十 七	「下部脚部インパクタ」とは、試験自動車に衝突させる人体の大腿部、膝及び下腿部の模
型をい	້ົ。
二 十 八	「脛骨曲げモーメント」とは、下部脚部インパクタの脛骨に発生する曲げモーメントをい
う _。	
二十九	「内側側副靭帯の伸び量」とは、下部脚部インパクタの膝部の内側側副靭帯の伸び量をい
う _。	
三 十	前十字靱帯の伸び量」とは、下部脚部インパクタの膝部の前十字靱帯の伸び量をいう。
三 十 一	「後十字靱帯の伸び量」とは、下部脚部インパクタの膝部の後十字靱帯の伸び量をいう。
≡ +-	「外側後席」とは、前向きの座席のうち、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席であ
って、	自動車の側面に隣接する座席をいう。
1=1 +1=1	「中央後席」とは、前向きの座席のうち、運転者席及びこれと並列の座席以外の前向きの
座席で	あって、外側後席以外の座席をいう。
三十四	「座席ベルト非着用時警報装置」とは、座席ベルトが装着されていない場合に、その旨を

乗員に警報する装置をいう。
三十五 「ターゲット」とは、試験自動車を衝突させる車両模型をいう。
三十六 「試験用座席」とは、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置
部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互
のための条件に関する協定(平成十年条約第十二号)に付属する規則第四十四号第四改定版
第四改定版の附則六の三.に規定する座席をいう。
(試験自動車等の選定に関する事項)
第三条 国土交通大臣は、自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人以上のも
貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が二・八トンを超えるもの、二輪自動車、
付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに
ん引自動車を除く。以下同じ。)のうち、毎年 三月末時点又は九月末時点に、市場において新
して販売されているものの中から、それぞれの時点の直近一年間の販売実績等を勘案して第四
一項の評価の対象とする自動車を選定するものとする。ただし、自動車製作者等から評価の申
あった自動車についても選定することができる。
2 国土交通大臣は、年少者用補助乗車装置のうち、毎年九月末時点に市場において販売されて
ものの中から、その時点の直近一年六月間の出荷台数等を勘案して第五条第一項の評価の対象

、開扉性、救出性、衝突後の燃料漏	置する外側後席にダミーを搭載	全性能(運転者席に限
員の傷害の程度を示す五段階の指標	運転者席及び助手席の直後に位	三 オフセット前面衝突安
及びブレーキペダル変位に基づき乗	させる試験	
、脛骨指数、かじ取りハンドル変位	バリヤの前面に垂直に正面衝突	
合成加速度、胸部変位、大腿部荷重	部を五十五キロメートル毎時で	
ん断荷重、頸部のモーメント、胸部	搭載した試験自動車の前面の全	全性能
HIC、頸部の引張荷重、頸部のせ	運転者席及び助手席にダミーを	二 フルラップ前面衝突安
の有無	動する試験	
・五メートルの車線からのはみ出し	度百キロメートル毎時から急制	
る試験自動車の停止距離並びに幅三	おいて、試験自動車を制動初速	
乾燥した路面及び湿潤な路面におけ	乾燥した路面及び湿潤な路面に	一 制動性能
とにより行うこととする。	下欄に掲げる事項を確認するこ	り試験を行った上で、同表の
に、同表の中欄に掲げる試験方法によ	表の上欄に掲げる評価項目ごと	第四条 自動車の評価は、次の
		(自動車の評価)
ことができる。	助乗車装置についても選定する	価の申出があった年少者用補
少者用補助乗車装置の製作者等から評	定するものとする。ただし、年	る年少者用補助乗車装置を選

突後の感電保護性能		
ボルト未満の自動車を除く。)の衝		
圧が、交流三十ボルト又は直流六十		
イブリッド自動車(動力系の作動電		
有無並びに電気自動車及び電気式ハ	直に正面衝突させる試験	
扉性、救出性、衝突後の燃料漏れの	ートル毎時でバリヤの前面に垂	
傷害の程度を示す五段階の指標、開	ントをいう。)を六十四キロメ	
状態及び大腿部荷重に基づき乗員の	席側の一部(車幅の四十パーセ	る。)
変位、座席ベルトによる骨盤の拘束	した試験自動車の前面の運転者	位置する外側後席に限
ん断荷重、頸部のモーメント、胸部	置する外側後席にダミーを搭載	全性能(助手席の直後に
HIC、頸部の引張荷重、頸部のせ	運転者席及び助手席の直後に位	四 オフセット前面衝突安
の衝突後の感電保護性能	直に正面衝突させる試験	
六十ボルト未満の自動車を除く。)	ートル毎時でバリヤの前面に垂	
動電圧が、交流三十ボルト又は直流	ントをいう。)を六十四キロメ	
式ハイブリッド自動車(動力系の作	席側の一部(車幅の四十パーセ	
れの有無並びに電気自動車及び電気	した試験自動車の前面の運転者	る。し

づき乗員の傷害の程度を示す五段階	、かつ、ダミーを定置した後、		
ん断荷重及び頸部のモーメントに基	座席又は助手席の座席を固定し		
NIC、頸部の引張荷重、頸部のせ	台車に試験自動車の運転者席の	六 後面衝突頸部保護性能	<u>+</u>
護性能			
自動車を除く。)の衝突後の感電保			
十ボルト又は直流六十ボルト未満の			
動車(動力系の作動電圧が、交流三			
気自動車及び電気式ハイブリッド自			
、衝突後の燃料漏れの有無並びに電			
示す五段階の指標、開扉性、救出性			
う。)に基づき乗員の傷害の程度を	突させる試験		
って乗員頭部を保護したか否かをい	フェイス付台車を垂直に正面衝		
時にサイドカーテンエアバッグによ	十五キロメートル毎時でバリヤ		
の保護性を示す二段階の指標(衝突	ーを搭載した座席側の側面に五		
荷重及びサイドカーテンエアバッグ	搭載した試験自動車の当該ダミ		
HPC、胸部変位、腹部荷重、恥骨	運転者席又は助手席にダミーを	五 側面衝突安全性能	Ŧ

細分化した区域ごとの脛骨曲げモー	試験自動車の車両前面の一定の	九 歩行者脚部保護性能	九
	クタを衝突させる試験		
	キロメートル毎時で頭部インパ		
	細分化した区域ごとに、三十五		
段階の指標	をあらかじめ定めた方法により		
き歩行者頭部の傷害の程度を示す五	面ガラス及び窓枠の一定の範囲		
細分化した区域ごとのHICに基づ	試験自動車の車両前部上面、前	八 歩行者頭部保護性能	八
減を示す零点以上百点以下の点数			
に基づき算出された乗員の被害の軽			
頸部保護性能試験における測定結果			
側面衝突安全性能試験及び後面衝突			
オフセット前面衝突安全性能試験、			
フルラップ前面衝突安全性能試験、	第二号から第六号までの試験	七 乗員保護性能	七
	度を台車に発生させる試験		
	トル毎時とし、加速度及び減速		
の指標	当該台車の速度を二十キロメー		

	する試験	
	ルトを装着されていない状態に	
示す五段階の指標	た試験自動車が走行中に座席べ	
座席ベルトの着用率の向上の程度を	ベルトを装着した乗員が乗車し	
並びに当該装置の作動状況に基づき	及び運転者席以外の座席に座席	
以外の乗員の視認性、警告音の有無	した試験自動車を走行する試験	
の警報について、運転者及び運転者	トを装着していない乗員が乗車	警報装置性能
座席ベルト非着用時警報装置作動時	運転者席以外の座席に座席ベル	十一 座席ベルト非着用時
能を示す零点以上百点以下の点数		
に基づき算出された歩行者の保護性		
脚部保護性能試験における測定結果		
歩行者頭部保護性能試験及び歩行者	前二号の試験	十 歩行者保護性能
程度を示す四段階の指標	インパクタを衝突させる試験	
伸び量に基づき歩行者脚部の傷害の	十キロメートル毎時で下部脚部	
十字靱帯の伸び量及び後十字靱帯の	より細分化した区域ごとに、四	
メント、内側側副靭帯の伸び量、前	範囲をあらかじめ定めた方法に	

	席ベルトを装着し、座席ベル	
示す三段階の指標	席にダミーを定置した後、座	
座席ベルトを装着した時の快適性を	ロ 試験自動車の外側後席の座	
	トの最短距離を測定する試験	
	ミーの肩の位置から座席ベル	
示す三段階の指標	席にダミーを定置した後、ダ	性(外側後席に限る。)
座席ベルトへのアクセスの容易性を	イ 試験自動車の外側後席の座	十三 後席座席ベルト使用
標		
的な衝突安全性能を示す五段階の指		
試験における測定結果に基づき総合		
び座席ベルト非着用時警報装置性能		
能試験、歩行者脚部保護性能試験及		
部保護性能試験、歩行者頭部保護性		
側面衝突安全性能試験、後面衝突頸		
オフセット前面衝突安全性能試験、	、第九号及び第十一号の試験	
フルラップ前面衝突安全性能試験、	第二号から第六号まで、第八号	十二 衝突安全性能

	の後面に垂直に正面衝突させる		
	ごとの制動初速度でターゲット		
	毎時までの五キロメートル毎時		
	トル毎時から六十キロメートル		
	動車の前面の全部を十キロメー	御装置性能	
試験自動車の衝突時の速度	乾燥した路面において、試験自	十五 衝突被害軽減制動制	+
	性を評価する試験		
装着の容易性を示す二段階の指標	験及び座席ベルトの装着の容易	性(中央後席に限る。)	
座席ベルトの種類及び座席ベルトの	座席ベルトの種類を確認する試	十四 後席座席ベルト使用	+
示す三段階の指標	合及び解離を反復する試験		
ベルトのバックルの結合の容易性を	ニ 座席ベルトのバックルの結		
	ルと区別する試験		
性を示す三段階の指標	視により他のベルトのバック		
座席ベルトのバックルの識別の容易	ハ 座席ベルトのバックルを目		
	験		
	トの締め付け力を測定する試		

置性	十七 後方視界情報提供装		能	十六 車線逸脱警報装置性	
。 ル ・ 範 離 個 あ る ら 。 ル ・ 範 簡 あ ら 三 っ ふ ら 三 ・ ふ ら 三 ・ ふ い ふ い ふ い <td>試験自動車の後面、当該自動車</td> <td>で車線から逸脱させる試験</td> <td>毎時又は七十キロメートル毎時</td> <td>試験自動車を六十キロメートル</td> <td>試験</td>	試験自動車の後面、当該自動車	で車線から逸脱させる試験	毎時又は七十キロメートル毎時	試験自動車を六十キロメートル	試験
	障害物の存在を確認できること		車の車線から逸脱した距離	車線逸脱警報装置作動時の試験自動	

) 持 取私 つ 付	る。る る 説験方法により試験を行った上で、同表の下欄に掲げる事項を確	第五条 年少者用補助乗車装置の評価は、次の表の上欄に掲げる評価(年少者用補助乗車装置の評価)	における普及率が低いものを除くすべての安全装置が装備された状	2 国土交通大臣は、前項の表の各号の中欄に掲げる試験を行うに当	全性は	る 測 -		験 、 車 は	十八 予防安全性能 第十五号から第十七号までの試 衝突は	する 試験	視界情報提供装置を用いて確認
の持取	項	る	れ	う					衝		

標	に発生させた時に起こる合成加	
クルの解離性に基づいた四段階の指	加速度及び減速度を試験用座席	
、幼児用シートの放出性並びにバッ	五十五キロメートル毎時とし、	
の前方への移動量、胸部合成加速度	た後、当該試験用座席の速度を	するものに限る。)
ク面の最大傾斜角度、ダミーの頭部	向きに固定し、ダミーを定置し	後ろ向きに拘束又は定置
持つ各部の破壊状況、シート・バッ	に年少者用補助乗車装置を後ろ	児用シートのうち幼児を
取付部及びダミーの強度保持機能を	後ろ向き動的試験 試験用座席	二 前面衝突安全性能(幼
標		
以下同じ。)に基づいた四段階の指		
バックルが解離したか否かをいう。		
(衝突時に年少者用補助乗車装置の	挙動等を観測する試験	
下同じ。)並びにバックルの解離性	合成加速度の計測及びダミーの	
部から放出されたか否かをいう。以	用座席に発生させた時に起こる	
少者用補助乗車装置本体が当該取付	、加速度及び減速度を当該試験	
乳児用ベッドの放出性(衝突時に年	を五十五キロメートル毎時とし	
前方への移動量、胸部合成加速度、	した後、当該試験用座席の速度	

いう。)に基づいた四段階の指標		
補助乗車装置から脱落したか否かを		
脱落性(衝突時にダミーが年少者用		
否かをいう。)並びにダミーの座席		
幼児に傷害を与えるおそれがあるか		
弱い部分を圧迫するなど当該装置が	挙動等を観測する試験	
補助乗車装置によって腹部等身体の	合成加速度の計測及びダミーの	
幼児への加害性(衝突時に年少者用	用座席に発生させた時に起こる	
ートの放出性、バックルの解離性、	、加速度及び減速度を当該試験	
る肋骨と胸椎の接触状況、幼児用シ	を五十五キロメートル毎時とし	
、胸部合成加速度、胸部の圧迫によ	した後、当該試験用座席の速度	るものに限る。)
の前方への移動量、頭部合成加速度	に固定し、かつ、ダミーを定置	前向きに拘束又は定置す
持つ各部の破壊状況、ダミーの頭部	年少者用補助乗車装置を前向き	児用シートのうち幼児を
取付部及びダミーの強度保持機能を	前向き動的試験 試験用座席に	三 前面衝突安全性能(幼
	を観測する試験	
	速度の計測及びダミーの挙動等	

四 使用性	年少者用補助乗車装置の取扱い 年少者用補助乗車装置の評価に熟知
	やすさ、装着性、操作性、取扱した複数の専門家による、試験対象
	いの説明のわかりやすさ等使用 の年少者用補助乗車装置の取扱説明
	者の自動車の座席への確実な取書、本体表示、本体機構の安全性、
	付けのしやすさを評価する試験 取付性及び装着性についての五段階
	の指標
(公表項目)	
第六条 国土交通大臣は、第日	四条に基づき評価された試験自動車ごとに、及び第五条に基づき評価さ
れた年少者用補助乗車装置	ごとに、それぞれの評価の結果を公表するとともに、自動車の安全装置
の装備状況等を公表するもの	のとする。
(公表方法)	
第七条 国土交通大臣は、前名	条の公表項目を冊子に取りまとめるとともに、それをインターネット等
を用いて公表するものとする	る。 。
(実施機関)	
第八条 独立行政法人自動车	事故対策機構は、第四条及び第五条に規定された試験の実施に係る事務
及び第七条に規定された公式	表に係る事務を行うものとする。

第九条 る者 (その 及び 附 他 玉 1土交通-則 自 国土交通大 動 車 等 大 \mathcal{O} 臣 臣 使 は、 用 が 者等 評 評 価 価 か \mathcal{O} \mathcal{O} 実 6 実 施 意見を聞 施及びその結果の公表 及び そ くも \mathcal{O} 結 果 のとする。 \mathcal{O} 公 表に \mathcal{O} 際 ために Ĺ 自 必要と認 動 車 , 等 める事 に関する学 項) **ì**識 経 験を有す

この告示は、

公布の

日から施行する。